

応援4 住宅に関する支援をしています

町民の皆さんや町外から移住される方が、町に長く住み続けられるように、住宅に関する支援をしています。

住宅の新築に関する支援【定住促進住宅取得奨励金】

対 町内の建築業者で自己所有の住宅を新築した方
(町内外の方が対象)

▶助成金額

- ▷基本額 20万円(うち3万円分はみはるプリペイドカード(協同組合みはるスタンプ会)により交付)
- ▷加算額 ・18才以下の子ども1人につき 10万円
・町外から移住される方 10万円
※基本額と加算額の合計の限度額は40万円
- ▷その他 上記に加え、福島県の「来てふくしま住宅取得支援事業」に該当する場合は、加算額があります。

🗓 令和8年3月31日(火)まで

【主な対象条件】

- ▷新築した住宅(増築・修繕は対象外)に居住すること。
- ▷建築基準法の規定による検査済証の発行日が、申請日の過去6か月以内であること。
- ▷延床面積が55㎡以上の住宅であること。
- ▷請負工事代金が500万円以上であること。
- ▷5年以上その住宅に居住すること(住民票要提出)
- ▷市町村民税の滞納がないこと。



空き家の改修等に関する支援【空き家改修等支援事業】

対 ▷空き家を改修し、その住宅に5年以上居住する方
▷空き家を除却後に住宅を新築し、その住宅に5年以上居住する方
※町内の空き家が対象です。

▶助成金額

- ▷空き家の改修
対象費用の2分の1の額以内(上限は150万円)
- ▷改修に併せて実施するハウスクリーニングおよび残置物処分
対象費用の2分の1の額以内(上限は20万円)
- ▷空き家の除却(除却後の住宅新築が条件)
対象費用の2分の1の額以内または町の補助基本額に空き家の床面積を乗じて得た額のいずれか少ない方(上限は100万円)

🗓 令和8年3月31日(火)まで

【主な対象条件】

- ▷町内の事業者が改修工事または除却工事を行うこと。
- ▷町内の方は自己所有の住宅に居住していないこと。
- ▷定住・移住につながる事業であること。
・令和8年3月末までに事業が完了すること。
・市町村民税の滞納がないこと。

住宅金融支援機構の「[フラット35]地域連携型」をご活用ください

町では、独立行政法人住宅金融支援機構と協定を結び、上記「定住促進住宅取得奨励金」「空き家改修等および空き家除却事業」に加え、住宅金融支援機構の「[フラット35]地域連携型」が利用できます。住宅ローンの金利が0.25%優遇されますので、ぜひ、ご活用ください。

詳しい内容は、HPよりご確認ください。



賃貸住宅の建設に関する支援

対 町内に自己所有の土地を有し、賃貸住宅を建設する方
※町内の空き家が対象です。

▶助成金額

- ▷間取りに応じた奨励金(1戸当たり居間の数)
1部屋(1K等)の場合:20万円/戸×戸数
2部屋(1LDK等)の場合:20万円/戸×戸数
3部屋以上(2LDK等)の場合:30万円/戸×戸数
- ▷固定資産税相当額の奨励金
奨励金を受けた賃貸住宅に対する固定資産税相当額を最初の課税年度から10年間、奨励金として交付します。

🗓 9月30日(火)まで

【主な対象条件】

- ▷令和8年2月末までに事業が完了すること。
- ▷市町村民税の滞納がないこと。

